

宇都宮大学農学部学術報告委員会内規

制 定	平成元年 2 月 23 日
一部改正	平成 3 年 4 月 12 日
〃	平成 10 年 9 月 24 日
〃	平成 11 年 3 月 17 日
〃	平成 25 年 2 月 27 日

(設置)

第 1 条 宇都宮大学農学部に、農学部の学術報告（附属農場及び附属演習林が発行する学術報告を除く。以下同じ。）を刊行するため、農学部学術報告委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

- 第 2 条** 委員会は、次の事項を審議し、実施する。
- 一 学術報告の企画、編集及び発行に関すること。
 - 二 学術報告の編集委員会の審査結果を審議し、意見書を添えて教授会に提出すること。
 - 三 その他報告に関する必要な事項

(組織及び運営)

第 3 条 委員会は、各学科、附属農場及び附属演習林から選出された各 1 名の委員をもって組織する。

- 2 委員は、農学部長が委嘱する。
- 2 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

第 5 条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

- 2 委員会の審議は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(編集委員会)

第 6 条 委員会に、学術報告の発行ごとに編集委員会を設置する。

- 2 委員会の審議は、次の事項を処理する。
 - 一 論文ごとの査読者（原則として2名以上）の決定及び依頼に関すること。
 - 二 査読の結果を審査し、意見書を添えて委員長に提出すること。
- 3 編集委員会は、3名以上の委員をもって組織する。
- 4 編集委員は、委員会の議を経て委員長が委嘱するものとする。
- 5 委員の任期は、当該任務が終了するまでとする。
- 6 編集委員会の運営に関しては、前2条の規定を準用する。
- 7 編集委員会に関する必要な事項は、委員会の議を経て別に定める。
(投稿要領)

第7条 学術報告に関する投稿要領については、委員会の議を経て別に定める。

(庶務)

第8条 委員会に関する庶務は、農学部事務部において処理する。

附 則

- 1 この内規は、平成元年2月23日から施行する。
- 2 農学部学術報告委員会規程（昭和28年6月10日制定）は、廃止する。

附 則

この内規は、平成3年4月12日から施行する。

附 則

この内規は、平成10年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この内規施行後、最初に選出される委員の任期は、第3条第3項本文の規定にかかわらず、生物生産科学科動物生産学講座、同学科応用生物化学講座、農業経済学科及び附属農場から選出された委員については平成12年3月31日までとする。

附 則

この内規は、平成25年4月1日から施行する。